

(資料 2) 熊本県総合計画、熊本県環境基本計画

(1) 県総合計画「パートナーシップ 21くまもと」(平成 12 年 6 月策定)

対象期間：平成 12 年～平成 22 年

内容：社会経済情勢の変化に対応し、21世紀における県勢発展の礎とするため、平成 12 年 6 月に策定しました。その中で循環を基調とする環境調和型社会の実現を図るため、廃棄物対策については、廃棄物処理に起因する環境汚染の不安から各地で住民運動が起こるなど、廃棄物を取り巻く環境は極めて深刻な状態にあることから、第一にごみの減量化の推進（リデュース、リユース）、第二にリサイクルの推進、第三にそれでも発生する廃棄物は、環境に十分配慮したうえで適正に処理するといった考え方に基づき、事業者、県民、行政、それぞれが役割を果たしながら一体となった取組みを展開することとしています。

(2) 熊本県環境指針（平成 3 年度策定、平成 13 年 3 月見直し）

対象期間：平成 13 年度～22 年度

内容：快適な環境の創造を図るため、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の基本となる指針であり、各環境分野及びそれらに共通的な事項について現状・課題及び施策の方向を示しています。廃棄物に関しては、その中で「廃棄物の適正処理及び資源利用」として次のとおり施策の方向を示しています。

- ①再生資源・再生品の利用促進や事業者における廃棄物の排出抑制の推進等により、ごみの減量化を推進する。
- ②県民や事業者の再生資源・再生品の利用促進に向けた啓発・支援活動の充実等により、リサイクル等を推進する。
- ③廃棄物管理体制の整備や不法投棄の監視の強化等により、廃棄物の適正処理を徹底する。

(3) 熊本県環境基本計画（平成 8 年度策定、平成 13 年 3 月見直し）

計画年次：平成 13 年度～17 年度

内容：基本指針に沿って全体的な施策の内容と目標及び地域ごとの環境特性とそれに即した取組みの方向を示しています。また、基本計画は、県民、事業者及び行政各々のパートナーシップのもとで、環境の保全・創造を行うための行政の基本的計画としての性格をもっています。廃棄物に関しては、その中で、「廃棄物の適正処理及び資源利用に係る対策」として、次のとおり取組みの方向を示しています。

- ①ごみの減量化の推進
 - ・廃棄物の発生抑制、県民・事業者の再生資源・再生品の利用促進に向けた啓発・支援活動の充実

- ・リターナブル容器の利用や耐久消費財の長期使用、過剰包装や使い捨て製品の自粛等県民・事業者の自主的な活動の促進
- ・産業廃棄物排出事業者の生産活動、製品の設計及び流通販売等、あらゆる段階での廃棄物の発生抑制の取組みの促進
- ・企業の「ゼロエミッション化」の推進

②リサイクルの推進

「一般廃棄物」

- ・家庭における分別排出や市町村の分別収集の徹底
- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」及び「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の円滑な施行
- ・リサイクル製品の需要拡大
- ・リサイクルについての意識啓発
- ・「熊本県リサイクル推進県民会議」を通じての行政及び民間が一体となった県民運動の展開

「産業廃棄物」

- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」等各種リサイクル関連法の円滑な施行
- ・建設工事や建築物の解体工事で発生するコンクリートやアスファルト塊及び木くず等の再利用や食品廃棄物の再利用等の推進と省資源・再利用技術の開発
- ・「廃棄物再生利用斡旋システム（現：熊本県産業廃棄物有効利用情報交換制度）」の整備等

③廃棄物の適正処理の徹底

- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の双方に係る「廃棄物処理計画」の策定
- ・廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ・「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」に基づき、市町村における廃棄物処理施設の段階的な整備を促進し、ダイオキシン類の発生を制
- ・し尿の陸上処理への転換
- ・廃棄物管理体制の整備
- ・不法投棄等の監視体制の強化
- ・中間処理施設や最終処分場の適正な維持管理
- ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備の検討
- ・県民への情報提供等による安全で適正な産業廃棄物の処理の推進
- ・産業廃棄物の埋立等に対する法定外目的税の導入の可能性の検討
- ・下水道の終末処理場から発生する汚泥の広域的な観点からの輸送体制や処理施設の整備
- ・関係機関との連携のもと、その他の産業廃棄物におけるその有効利用と適正処理

また、次の基本目標と数値目標を掲げています。

「基本目標」

- 廃棄物の減量化、リサイクルを推進します
- 廃棄物の適正処理を推進します

{数値目標}

- 一般廃棄物排出量

平成10年度レベル（653千トン）に抑えます

*収集ごみ量+直接搬入ごみ量+資源ごみの集団回収量で算定

- 一般廃棄物再生利用率

（現状）11%（平成10年度）→目標値19%

*排出量に占める資源化量+資源ごみの集団回収量の割合で算定

- し尿の海洋投棄量

（現状）11万3千k1（平成10年度）→目標値0（平成14年度）

- 産業廃棄物排出量

6,634千トン（平成8年）を平成14年度までに1%以上削減します

- 産業廃棄物再生利用率

（現状）54%（平成8年度）→目標値56%（平成14年度）